

愛媛県H I V感染防止のための予防薬の配置要領

平成10年1月29日 健第130号
保健福祉部長通知

改正	平成13年2月1日	健第212号保健福祉部長通知
	平成17年2月28日	16健第1397号保健福祉部長通知
	平成18年8月21日	18健第683号保健福祉部長通知
	平成22年1月5日	21健第1237号保健福祉部長通知
	平成22年4月1日	22健第328号保健福祉部長通知
	平成27年5月19日	27健第398号保健福祉部長通知
	平成29年12月7日	29健第1233号保健福祉部長通知
	令和元年7月25日	元健第727号保健福祉部長通知
	令和3年4月22日	3健第189号保健福祉部長通知
	令和5年3月 日	4健第 号保健福祉部長通知

1 目的

「抗H I V治療ガイドライン（2022年3月）」（令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金エイズ対策政策研究事業 H I V感染症および血友病におけるチーム医療の構築と医療水準の向上を目指した研究班 作成）に従い、抗H I V薬をエイズ診療拠点病院に配置することにより、医療事故による医療従事者のH I V感染防止を図る。

2 抗H I V薬配置病院

次のエイズ診療拠点病院に配置する。

- ア 県立新居浜病院
- イ 県立中央病院
- ウ 市立宇和島病院

3 配置抗H I V薬

次の医薬品を配置する。

薬品名	数量
デシコビ配合錠HT	30錠
アイセントレス錠400mg	60錠

4 抗H I V薬の交付手続き

- (1) 医療事故により汚染のあった医療従事者を有する施設又は事業所は、被

汚染者が専門医を受診するまでの必要量（3日分を目途とする）を別紙1「抗H I V薬交付依頼書」に必要事項を記載し、上記2に定める抗H I V薬配置病院に提出する。

- (2) 抗H I V薬配置病院長又は6の(1)で委任を受けたH I V担当医等は、「抗H I V薬交付依頼書」の提出があった場合、当該依頼書の内容について審査した上適当と認めたときは、直ちに依頼に基づく抗H I V薬を交付するとともに、必要に応じて抗H I V薬服用方法と注意事項をアドバイスする。

5 抗H I V薬の廃棄手続き

- (1) 抗H I V薬の使用期限が満了したときは、愛媛県は速やかに不用決定を行い、抗H I V薬の保管管理者に廃棄処分を依頼する。
- (2) 廃棄処分の依頼を受けた抗H I V薬の保管管理者は、速やかに廃棄処分を行い、別紙2「抗H I V薬廃棄報告書」により、廃棄した旨を愛媛県に報告する。

6 抗H I V薬の保管管理等

- (1) 抗H I V薬の保管管理者は病院長とする。ただし、病院長は当該保管管理をH I V担当医等適当と認めた者に委託することができる。
- (2) 抗H I V薬の保管管理者は、抗H I V薬をその性状にあった方法で保管し、予防薬を受領、交付又は廃棄したときは、別紙3「抗H I V薬保管管理状況報告書」により愛媛県に報告する。
- (3) 抗H I V薬の保管管理者は、抗H I V薬の受入れ又は払出しをしたときは、別紙4「抗H I V薬受払い簿」に記録し、毎年4月20日までに、その写しを愛媛県に提出する。
- (4) 愛媛県は、3に定める抗H I V薬の在庫薬や有効期限等を考慮して、抗H I V薬配置病院に適正に配置するとともに、愛媛県会計規則別表第4で定める消耗品受払簿（様式第132号）により管理する。

附 則

この要領は、平成10年2月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の際現に改正前の要領の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後の要領の規定により提出され、又は交付した書類

とみなす。

- 3 この要領施行の際現にある改正前の要領の様式の規定による書類の用紙は、平成18年度に限り使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 22 年 1 月 5 日から施行し、3 の表中の改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の際、現に配置されているビラセプト錠の保管、交付及び廃棄等取扱いについては、改正後の要領を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、3 の表中の改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の際、現に配置されているレトロビルカプセルの廃棄手続き等については、改正後の要領を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

ただし、3 の表中の改正規定は、アイセントレス錠は平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の際、現に配置されているエピビル錠、カレトラ錠及びビリアード錠の保管、交付及び廃棄等取扱いについては、改正後の要領を適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の際、現に配置されているツルバダ配合錠、アイセントレス錠の廃棄の取扱いについては、改正前の要領を適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。